

自治体間連携による手続について

転入先でも引き続きパートナーシップ(宣誓)制度を利用する場合は、転出元が交付した登録証等をお持ちになり、転入先での交付手続が必要です。

連携先の自治体 → 帯広市へ転入する場合

<帯広市へ提出するもの>

- ・ 転出元のパートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等
- ・ 本人確認書類
- ・ その他必要書類
- ・ パートナーシップ制度に関する相互利用申出書(様式12号)
- ・ 転出元のパートナーシップ宣誓書受領証等の返還届

帯広市 → 連携先の自治体へ転出する場合

【共通】

転入先へ提出するもの	
<ul style="list-style-type: none">○ 帯広市パートナーシップ ・ 登録証等(A4) ・ 登録カード等○ 本人確認書類○ その他必要書類	

【自治体ごとに異なる手続】

	転入先での手続	帯広市交付の登録証等
札幌市	再交付申請	返送不要
北見市		
岩見沢市		
函館市	宣誓	手続後ご本人が帯広市へ送付

※ その他必要書類につきましては、転入先にご確認ください。

※ 各市町村のホームページで申請書等様式のダウンロードが可能です。

※ 連携していない自治体へ転出する場合は、転出元の自治体で返還手続が必要です。